

## 島根県消費者基本計画新旧対照表

島根県消費者基本計画(第4期)の概要	島根県消費者基本計画(第5期)の骨子(案)
<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>
1. 計画策定の趣旨 島根県消費生活条例第8条に基づき、県の消費者施策の推進に関する基本計画として平成17年(2005年)12月に策定	1. 計画策定の趣旨 島根県消費生活条例第8条に基づき、県の消費者施策の推進に関する基本計画として平成17年(2005年)12月に策定
2. 計画策定の位置付け (1)「島根県消費生活条例」に基づく県の消費者施策の推進に関する基本計画 (2)県の上位計画である「島根総合発展計画」における消費者行政分野の個別計画 (3)「消費者教育の推進に関する法律」に基づく島根県消費者教育推進計画	2. 計画策定の位置付け (1)「島根県消費生活条例」に基づく県の消費者施策の推進に関する基本計画 (2)県の上位計画である「島根総合発展計画」における消費者行政分野の個別計画 (3)「消費者教育の推進に関する法律」に基づく島根県消費者教育推進計画
3. 計画の期間 平成28年(2016年)4月から令和2年(2020年)3月まで(4年間)	3. 計画の期間 令和2年(2020年)4月から 年3月まで(年間)
<b>第2章 消費生活をめぐる現状と課題</b>	<b>第2章 消費生活をめぐる現状と課題</b>
1. 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化 <ul style="list-style-type: none"><li>・高度情報通信社会の進展</li><li>・商品・サービスの安全・安心への関心の高まり</li><li>・人口減少と高齢化、独居化の進展</li><li>・経済のグローバル化の進展</li><li>・多重債務問題</li><li>・環境問題の深刻化</li></ul>	1. 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化 <ul style="list-style-type: none"><li>・高度情報通信社会の進展</li><li>・消費者意識の変化</li><li>・人口減少と高齢化、独居化の進展</li><li>・民法改正による成年年齢の引下げ</li><li>・消費生活のグローバル化</li><li>・取引の多様化・複雑化</li><li>・環境問題の顕在化</li><li>・外国人住民の増加</li></ul>
2. 国における消費者行政を巡る状況 (1)消費者行政体制の強化(消費者庁等の設置、地方消費者行政の強化に向けた取組等) (2)消費者行政関連法の整備(消費者安全法等の制定・改正、消費者教育推進法の施行)	2. 国における消費者行政を巡る状況 (1)消費者行政体制の強化(消費者庁等の設置、地方消費者行政の強化に向けた取組等) (2)消費者行政関連法の整備(消費者安全法、特定商取引法、景品表示法等) (3)消費者教育の推進 (4)持続可能な開発目標(SDGs)の推進
3. 島根県における消費者相談・消費者行政事業の状況 (1)消費生活相談の状況 <ul style="list-style-type: none"><li>・平成15年度(2003年度)以降の相談状況</li><li>・近年の相談内容の状況</li></ul> (2)県の消費者行政事業の状況 <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者安全法に基づく消費者事故情報の収集と提供</li><li>・事業者に対する法令遵守の指導及び取締り</li><li>・広報啓発活動</li><li>・消費者教育</li><li>・消費者団体等への支援及び協働</li><li>・消費生活相談体制の充実・強化</li></ul>	3. 島根県における消費者相談・消費者行政事業の状況 (1)消費生活相談の状況 <ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年度(2007年度)以降の相談状況</li><li>・近年の相談内容の状況</li></ul> (2)県の消費者行政事業の状況 <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者安全法に基づく消費者事故情報の収集と提供</li><li>・事業者に対する法令遵守の指導及び取締り</li><li>・広報啓発活動</li><li>・消費者教育</li><li>・消費者団体等への支援及び協働</li><li>・消費生活相談体制の充実・強化</li></ul>
4. 消費生活に関する県民意識の概要 <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者センターからの情報発信手段は、新聞とテレビが有効</li><li>・食品や製品の安全性について多くの人が関心がある</li><li>・消費者被害に遭いやすい高齢者などの見守りが必要</li><li>・消費者教育を受けた経験が無いと認識している人が多数</li><li>・消費生活相談窓口の認知度が低い</li></ul>	4. 消費生活に関する県民意識の概要 <ul style="list-style-type: none"><li>・消費者センターからの情報発信手段は、新聞とテレビが有効</li><li>・食品や製品の安全性について多くの人が関心がある</li><li>・消費者被害に遭いやすい高齢者などの見守りが必要</li><li>・消費者教育を受けた経験がある人が若年者を中心に増加傾向</li><li>・消費生活相談窓口の認知度が低い</li></ul>
5. 今後の取り組むべき課題 (1)消費生活の安全確保 (2)相談体制の充実 (3)消費者教育の充実 (4)高齢消費者等の被害防止	5. 今後の取り組むべき課題 (1)消費生活の安全確保 (2)相談体制の充実 (3)消費者教育の充実 (4)消費生活上特に配慮を要する消費者の被害防止

※赤字は内容の変更・追加があった項目 青字は記載箇所を移動する項目

## 島根県消費者基本計画新旧対照表

島根県消費者基本計画(第4期)の概要	島根県消費者基本計画(第5期)の骨子(案)
<b>第3章 計画の目的と基本理念</b>	<b>第3章 計画の目的と基本理念</b>
<b>1. 目的</b> 消費者施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保する	<b>1. 目的</b> 消費者施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保する
<b>2. 基本理念</b> 消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援するとともに、高齢者等の利益を擁護し安全な生活環境を確保	<b>2. 基本理念</b> 消費者の権利を尊重し、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援するとともに、消費者の特性に応じてその利益を擁護することにより、安全な生活環境を確保
<b>3. 施策体系</b>	<b>3. 施策体系</b>
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>第4章 施策の展開</b>
<b>1. 全体指標</b> 「クーリング・オフ制度」の認知度、消費生活相談窓口の認知度、消費者被害に遭った人の割合	<b>1. 全体指標</b> 「クーリング・オフ制度」の認知度、消費生活相談窓口の認知度、社会や環境に配慮した商品・サービスを選択することを心がけている人の割合
<b>2. 個別指標</b> 第3章の施策体系について、達成度を測る指標(数値目標)を設定	<b>2. 個別指標</b> 第3章の施策体系について、達成度を測る指標(数値目標)を設定
<b>3. 施策体系</b>	<b>3. 施策体系</b>
<b>基本方針I 安全で安心な消費生活の確保</b> ① 消費者事故等の未然防止・拡大防止 ② 規格・表示、取引行為の適正化 ③ 県民意見の反映	<b>基本方針I 消費者教育の推進</b> • 成年年齢引下げを踏まえ、学校における消費者教育の推進、地域における消費者教育の実施、消費者団体ネットワークとの連携等を展開
<b>基本方針II 消費生活相談体制の充実</b> ④ 県消費者センターの充実 ⑤ 市町村相談体制の充実に向けた支援《重点取組》	<b>基本方針II 消費生活相談体制の充実・強化</b> • 市町村相談体制の充実・強化の支援、外国人住民の増加などの環境の変化に対応した相談体制確保
<b>基本方針III 消費者教育の推進</b> ⑥ 消費生活情報の発信 ⑦ 消費者教育の総合的・一体的推進《重点取組》 ⑧ 消費者団体への支援 ⑨ 地域における消費者リーダーの育成	<b>基本方針III 消費生活の安全・安心の確保</b> • 消費生活上特に配慮を要する消費者への対応として、地域見守りネットワークづくりの推進、消費者被害の未然防止等の取組を実施 • 消費者事故等の防止、取引行為の適正化等に資する施策を展開
<b>基本方針IV 高齢者等の消費者被害の未然防止</b> ⑩ 地域見守りネットワークづくりの推進《重点取組》 ⑪ トラブルに遭わないための未然防止と救済	
<b>第5章 関係機関との連携</b>	<b>第5章 関係機関との連携</b>
<b>1. 国、他都道府県、県内市町村、関係部局との連携</b> <b>2. 関係団体との連携</b> 弁護士会や司法書士会、消費者団体等、事業者団体等との連携	<b>1. 国、他都道府県、県内市町村、関係部局との連携</b> <b>2. 関係団体との連携</b> 弁護士会や司法書士会、消費者団体等、事業者団体等との連携
<b>第6章 推進体制</b>	<b>第6章 推進体制</b>
<b>1. 計画の推進</b> <b>2. 島根県消費生活審議会への報告</b> <b>3. 計画の進行管理と公表</b>	<b>1. 計画の推進</b> <b>2. 島根県消費生活審議会への報告</b> <b>3. 計画の進行管理と公表</b>

※赤字は内容の変更・追加があった項目 青字は記載箇所を移動する項目